

加美町水道事業包括業務

－性能仕様書（管理業務編）－

令和 8 年 8 月

加美町上下水道課

第1章 総則

1. 1 目的

本仕様書は、加美町（以下「甲」という。）が発注する水道施設運転管理業務、管路管理業務、及び漏水修繕等管理業務（以下「本業務」という。）を包括的に委託するにあたり、受託事業者（以下「乙」という。）が本業務を履行する上で確保すべき業務水準の最低要件、実施体制、管理責任、及び仕様の詳細を定めることを目的とする。

本町水道事業においては、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化、さらには上下水道職員の専門的技術者の安定的確保の困難さなど、深刻な構造的課題に直面している。このような状況下において、住民への安全かつ安定的な給水体制を維持するため、乙は民間事業者の有する高度な専門的技術力、経営ノウハウ、及び効率的な組織体制を最大限に活用し、業務の効率化及び高度化を図るとともに、本水道事業の持続可能かつ安定的な運営と、安全・安心な水道水の安定供給に努めなければならない。併せて、「宮崎地区キタイ沼水源」等から生み出される加美町のおいしい水の魅力を維持し、民間ノウハウによる広報活動等を通じてその価値を広く町内外へ効果的に発信するとともに、民間ノウハウを活用した効率的な運営によるコストの縮減を図るものとする。

乙は、本仕様書に明文化されていない事項であっても、本業務の性質上、当然に付随して必要と認められる軽微な業務については、誠実に実施しなければならない。ただし、業務の範囲や費用負担について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

1. 2 業務の履行

乙は、浄配水施設等の機能が十分発揮できるよう、本仕様書のほか、加美町水道事業包括業務契約書（以下「契約書」という。）、加美町水道事業包括（水道施設運転管理業務）要求水準書（以下「要求水準書」という。）その他関係諸法令等に基づき、誠実かつ安全に、また甲と協議し業務を履行しなければならない。なお、本仕様書に記載なき事項であっても業務遂行上当然に必要なものは乙の責任においてこれを満足しなければならない。

乙は、近年の水道法改正（広域連携・官民連携の推進）及び情報セキュリティガイドラインの改定に基づき、適切な業務履行体制を維持するとともに、水道施設へのサイバー攻撃リスクに備え、適切な情報セキュリティ対策（監視制御システムの独立性確保、USBメモリ等の接続制限、最新のパッチ適用等）を講じるものとする。

1. 3 委託する施設等

甲が乙に委託する施設・場所及び設備等は別表－1のとおりとする。

1. 4 業務の範囲

甲が乙に委託する業務の範囲及び内容は、「第2章 業務の範囲と業務内容」に示すとおりとする。

1. 5 業務管理

- 1) 乙は、常に善良な管理者の責任（善管注意義務）をもって、業務を履行しなければならない。
- 2) 乙は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに甲に連絡すること。
- 3) 乙は浄配水施設等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄配水施設等の運転に精通するとともに、業務の遂行にあたって常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し設備の予防保全に努めること。
- 4) 乙は、豪雨、台風、地震、渇水、大雪その他天災及び浄配水施設等の機能に重大な支障が生じた場合に備え、緊急時連絡体制（タイムライン等）を確立するとともに、常に迅速かつ的確に対処できるよう準備すること。特に気候変動に伴う激甚災害への対応として、災害時速報体制及び初動対応マニュアルを整備・更新すること。
- 5) 乙は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗に期すること。
- 6) 乙は、甲から無償貸与される給水車について、運行にあたっては道路交通法その他関係法令を遵守しなければならない。なお、当該給水車の維持管理経費の負担については、要求水準書の定め（車検・自賠責保険・燃料費・任意保険・日常保守費をすべて甲の負担とする規定）に従うものとする。

1. 6 運転管理概要

運転能力に関する基準値は、次のとおりとする。

- 1) 水質に関しては、要求水準書「第2.1. 2. 2) 水質管理の水準（目標水質の維持）」に規定されたとおりとする。
- 2) 水量に関しては、要求水準書「第2.1. 2. 3) 水量管理の水準大崎広域水道受水ルール）」に規定されたとおりとする。

1. 7 従事者の届出

- 1) 乙は、従事者の履歴、職種、職務、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む）を記載した従事者選任届を届け出ること。また変更ある場合も同様とする。
- 2) 乙の従事者について業務の履行上著しく不適当と認められる場合は、甲、乙双方が協議の上、当該従事者を変更することができる。

1. 8 職種及び有資格者の基準

- 1) 各職種の基準は、以下のとおりとする。

表 1－1 職種の基準

職種	職種の基準
業務総括責任者	水道浄水施設管理技士2級以上の有資格者であり、水道に関する高度な技術力を有し、浄配水施設等の運転管理、維持管理に5年以上の実務経験を有する者とする。
副総括	業務総括責任者を補佐及び代行ができる、水道浄水施設管理技士3級以上の有資格者、またはこれと同等の技術を有する者で、かつ業務の責任者としての確実な判断が行える者で、浄配水施設等の運転管理、維持管理の実務経験を有する者とする。
主任	各業務に関する高度な技術力及び専門職として主体的業務を行うことができ、浄配水施設等の運転管理、維持管理の実務経験を有する者とする。
技術員	浄配水施設等に精通し、浄配水施設等の運転管理、維持管理の実務経験を有する者

	とする。
技能員	監視及び運転管理業務、保全管理業務、その他技術業務等について必要とされる技能を有する者とする。
事務員	経理、庶務、渉外、並びに「加美町のおいしい水」の魅力を SNS や Web 等を通じて低コストかつ効果的に発信する広報等の業務について必要とされる技能を有する者とする。

2) 業務履行上必要な有資格者としては、次のものをいう。

- ①受託水道業務技術管理者（水道法第 24 条の 3 に基づく、甲の承認を得た者）
- ②水道浄水施設管理技士（2 級以上）
- ③危険物取扱者（乙種第 4 類）
- ④酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ⑤その他業務履行において、必要な有資格者については、乙の責任において確保すること。

※前記の①から④の有資格者を 1 名以上配置していること。（同一人物が重複可）

1. 9 受託水道業務技術管理者及び業務総括責任者の職務

受託水道業務技術管理者は水道法第 24 条の 3 第 6 項等に基づく技術上の業務に関する責任を負うものとする。

- 1) 業務総括責任者又は副業務総括責任者は、技術上の業務を総括する責任者として、従事者の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること。
- 2) 業務総括責任者は、契約書、本仕様書、要求水準書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、甲の調査職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- 3) 業務総括責任者は、設備及び管理状況を常に的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。
- 4) 受託水道業務技術管理者及び業務総括責任者は、別表又は別紙 2「業務と責任分担」において甲、乙の協議による責任分担を図る事態が起きた場合は、速やかに体制を整え対処すること。

第 2 章 業務範囲と業務内容

2. 1 業務の範囲

- 2. 1. 1 業務の範囲は加美町水道事業包括業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）第 2 の 1「施設運転管理、技術管理及び管路管理業務」のとおりとする。ただし、浄配水施設の更新または廃止となった場合は、甲、乙の協議により業務の範囲の変更を行う。
- 2. 1. 2 業務の主な内容は次のとおりとし、第 2. 1. 3 以降に規定するところによる。
- 2. 1. 3 運転操作監視業務の主たる内容は以下のとおりとする。
 - 1) 浄配水施設等の設備機器の運転制御及び保守点検
 - 2) 浄配水施設等の監視及び操作（テレメータシステム等による 24 時間監視体制の維持管理を含む）
 - 3) 浄配水施設等の巡回点検

- 4) 浄配水施設等の故障・緊急時の対応（一次緊急時初期対応業務を含む）
 - 5) 施設の保安管理
 - 6) その他業務上必要な諸作業
 - 7) (1) から (6) までの記録、結果の報告
2. 1. 4 水質管理業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- 1) 浄配水施設の運転管理上で必要な通常の水質検査及び管理
 - 2) 指定された範囲の末端給水栓について行う残留塩素濃度等の検査及び管理
 - 3) クリプトスポリジウム等対策業務
 - 4) 検査結果等の記録及び報告
2. 1. 5 保全管理業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- 1) 浄配水施設等の機械設備点検
 - 2) 浄配水施設等の電気設備点検（法令点検等を除く）
 - 3) 浄配水施設等の設備機器の調整及び交換
 - 4) 浄配水施設等の簡易な補修及び修理
 - 5) 取水口の清掃、詰まりの解除などの取水量の確保
 - 6) (1) から (5) までの記録及び結果の報告
2. 1. 6 維持管理業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- 1) 浄配水施設等の外構の管理（定期清掃、構内の除雪、年2回以上の敷地内草刈り・植栽管理）
 - 2) 浄配水施設等の清掃及び整理整頓
 - 3) (1) 及び (2) の記録及び結果の報告
2. 1. 7 修繕等業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- 1) 指定する費用以下での修繕の実施
 - 2) 機能診断並びに修繕計画の作成
 - 3) (1) 及び (2) の記録及び結果の報告
2. 1. 8 調達管理業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- 1) 浄配水施設等の運転に必要な薬品、電力、通信、消耗品等の調達及び管理
 - 2) 備品、消耗品類の在庫調査及び管理
 - 3) (1) 及び (2) の記録及び結果の報告
2. 1. 9 事務等業務の主たる内容は以下のとおりとする。
- 1) 計画書の作成
 - 2) 外注委託の契約業務等（労働安全衛生及び36協定等の適切な労務管理を含む）
 - 3) 各種報告書類の作成
 - 4) 健康診断の実施と記録の保管
 - 5) 「加美町のおいしい水」の魅力を発信する広報等に関する業務
 - 6) 甲から無償貸与される給水車の適切な運行・維持管理に関する業務
 - 7) その他業務履行上必要な事務等
2. 1. 10 漏水修繕等管理業務の主たる内容は以下のとおりとする。

- 1) 送・配・給水管の漏水修繕工事の実施における現地調査、二次災害防止措置
- 2) 実施の際の修繕用部品の調達、町指定給水装置工事事業者等への手配・現場監督・仕切弁等の操作、断水の周知及び給水活動（甲から無償貸与される給水車を用いた応急給水活動を含む）、写真管理
- 3) 減圧弁、仕切弁、泥吐弁等の保守点検及び送・配・給水管管理業務
- 4) 住民からの通報（漏水、濁水、断水、水圧低下等）受付時における 24 時間初期対応、応急処置、甲への報告書の提出。
- 5) (1) 完了後乙は甲に対し、漏水工事完了報告書と請求書を提出する。

2. 2 施設の運転

業務対象施設設備への運転は、平常時において週 5 日間とし、1 日 8 時間とする。ただし、天災等による事故及び重大故障等、現状予測し得ない事象が occuri、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議し、甲が運転方法を指示する。

2. 3 就業形態

乙は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。なお、夜間・休日等の営業時間外における緊急待機体制及び出動体制については、事前に甲の承認を得た「業務実施計画書」に基づくものとする。

- | | |
|--------------|---------|
| 1) 水道技術管理業務 | : 計画による |
| 2) 運転操作監視業務 | : 計画による |
| 3) 保全管理業務 | : 計画による |
| 4) その他技術業務 | : 計画による |
| 5) 事務業務 | : 計画による |
| 6) 漏水修繕等管理業務 | : 漏水発生時 |
| 7) 緊急時対応時 | : 必要の都度 |

2. 4 水質の保証範囲

乙が行う施設の運転において、日常監視項目の要求水質は要求水準書「表 2-2 目標水質」の契約水準基準による。

2. 5 水道施設運転管理業務要領

乙は、業務の履行にあたっては、月間及び年間業務実施計画書に定める業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準等によるものとする。

2. 6 巡回点検等の頻度

浄配水施設等の日常点検及び定期点検、水質検査の頻度を「表 2-1 点検等の頻度」に定める。ただし、冬期の積雪等による点検が困難な場合は、乙が甲に協議を申し出ることができる。甲は状況の調査を行い、日常点検等の頻度の変更を協議する。

表 2-1 点検等の頻度

給水区	施設名	施設区分	巡回点検 及び保守	清掃	水質検査項目 及び頻度	薬品交 換及び 発注	備考 (末端検体採水場 所)
中新田 給水区	1号・2号取水井	水源	適時 2回/週	適時	原水・浄水共に毎月1回、 内年4回は全 項目検査	適時	館山取水井 館山配水池 中新田南児童館 平柳生活センター 下新田上集会所 広原公民館
	館山浄水場	浄水場					
	館山配水池	配水池					
	菜切谷ポンプ場	加圧ポンプ					
	米泉ポンプ場	加圧ポンプ					
多田川 青木原 給水区	多田川浄水場	浄水場	2回/週	適時	原水・浄水共に毎月1回、 内年4回は全 項目検査	適時	多田川取水井・配水池 上多田川集会所 下多田川集会所 青木原配水池 大清水集会所
	多田川配水池	配水池					
	青木原配水池	配水池					
	青木原加圧ポンプ場	加圧ポンプ					
小野田 給水区	東部流量計室	直接受水	3回/週	適時	原水・浄水共に毎月1回、 内年4回は全 項目検査	適時	小野田西保育所 鹿原地区地域づくり センター 中嶋地区個人宅
	麓山配水池	配水池					
	小瀬ポンプ場	加圧ポンプ					
	三杉ポンプ場	加圧ポンプ					
	門沢ポンプ場	加圧ポンプ					
	青野ポンプ場	加圧ポンプ					
漆沢給 水区	漆沢水源	水源	3回/週	適時	原水・浄水共に毎月1回、 内年4回は全 項目検査	適時	漆沢着水池 漆沢集会所
	漆沢浄水場	浄水場					
	漆沢配水池	配水池					
滝庭給 水区	滝庭取水井	水源	3回/週	適時	原水・浄水共に毎月1回、 内年4回は全 項目検査	適時	滝庭取水井 滝庭浄水場
	滝庭浄水場	浄水場					
	滝庭配水池	配水池					
宮崎給 水区	ビングシ沢	水源	5回/週	適時	年8回内、年 3回は全項目 検査	適時	ビングシ沢取水 冬期間は無
	キタイ沼浄水場	浄水場					
	西部配水池	配水池	3回/週				
	東部配水池	配水池			毎月1回、内 年4回は全項目 検査		孫沢ポンプ場 西川北集会所 東部配水池 大池沢ポンプ場
	北部配水池	配水池					
	切込ポンプ場	加圧ポンプ					
	麓ポンプ場	加圧ポンプ	2回/週				
	麓配水池	配水池					
	大池沢ポンプ場	加圧ポンプ					
	桜町配水池	配水池					
	孫沢ポンプ場	加圧ポンプ					
	北川内ポンプ場	加圧ポンプ					

2. 7 直接経費

直接経費のうち積上げ計上費については下記のとおりとする。

- 1) 巡回用車両に係る経費
- 2) スノーモービル（冬期間のキタイ沼浄水場巡回点検用）に係る経費
- 3) 水質検査等用経費（水道用薬剤、各種試薬、水質測定器及び部品・消耗品等）
- 4) 汚泥吸引車及び処分費用（多田川浄水場無機汚泥の処理・処分費等）

2. 8 外注委託等費

外注委託等とは、本仕様書及び要求水準書に基づく本業務を履行するにあたり、次のいずれかの要件を満たした業務を外部に委託することをいう。

2. 8. 1 外注委託等のうち定期的要件

- 1) 設備製造業者（メーカー）以外の点検等が不可とされる専門的な業務
- 2) 法令等で特定の有資格者による検査・点検が義務付けられている業務
- 3) 機器点検等において高度な技術力並びに専門の点検機器、専用工具が必要とされる業務
- 4) その他協議の上、認められた業務

※1 前記1) から3) の外注委託等業務は「表2-2 外注委託等業務」に記載のとおりとする。

※2 ※1 表2-2に定める外注委託等業務について、乙が自ら同等の有資格者や技術を有し、自己の責任において直接履行することを妨げない。

※3 本包括業務における外注委託は、乙の責任と費用負担（委託料の範囲内）において行うものを原則とし、軽微な点検・保守や乙の技術力で対応可能な業務については安易に外注せず、内製化による業務の効率化に努めること。

表2-2 外注委託等業務

施設名	点検対象機等	内容及び交換部品等
キタイ沼浄水場	無試薬式残塩計	保守点検（ガラスビーズ 1 袋）
	浄水 pH 計	保守点検（PH 電極 1 本・塩化銀電極内部液 1 本）
	原水濁度計	保守点検（ランプアセンブリ 1 個・ゼロフィルタ 1 本）
	浄水濁度計	保守点検（レーザー交換・定期整備）
	前次亜塩素酸注入装置	保守点検
	後次亜塩素酸注入装置	保守点検（注入ポンプメンテナンス部品 2 台分）
館山浄水場	無試薬式残塩計	保守点検（回転電極 1 個・セラミックビーズ 1 袋、活性炭 1 本）
	浄水 pH 計	保守点検（PH 電極 1 本・塩化銀電極内部液 1 本）
	次亜塩素酸注入装置	保守点検（注入ポンプメンテナンス部品 2 台分）
	電磁流量計	保守点検 φ300・φ250
漆沢浄水場	無試薬式残塩計	保守点検（チュウプオ0リング・セラミックビーズ 1 袋、フィルターエレメント 1 本）
	浄水濁度計	保守点検
	浄水 pH 計	保守点検（PH 電極 1 本・塩化銀電極内部液 1 本）
	次亜塩素酸注入装置	保守点検
	超音波流量計	保守点検（測定機器損料）
	非常用発電装置	消防法総合点検（燃料槽・附帯配管点検含）（潤滑油 10L・潤滑油燃料エレメント 2 個・ロングライフクーラント 6L・雑材消耗品）
滝庭浄水場	無試薬式残塩計	保守点検（ガラスビーズ 1 袋）
	除鉄・除マンガンろ過装置	保守点検（アンスラサイト 2 袋・フェロサイト 2 袋）

	1 基	
	活性炭吸着装置	保守点検（活性炭 25L12 袋）
	次亜塩素酸注入装置	保守点検（前次亜専用メンテナンス部品 1 式、サイフォン逆流防止弁 2 個）
	配水池清掃	点検清掃（汚泥吸引車・高圧洗浄車・機器損料）
多田川浄水場	無試薬式残塩計	保守点検（セラミックビーズ 1 袋・回転電極 1 個、スリップリング 1 個・ベルト 1 個、ブラシ 1 個・従動軸アセンブリ 1 個、モータアセンブリ 1 個・ギアヘッド 1 個）
	浄水濁度計	保守点検（レーザー交換・定期整備）
	浄水 pH 計	保守点検（PH 電極 1 本・塩化銀電極内部液 1 本）
	排水 pH 計	保守点検（PH 電極 1 本・塩化銀電極内部液 1 本）
	浄水他 ORP 計	保守点検（ORP 電極 1 本・塩化銀電極内部液 1 本、ORP 標準液 1 本・変換器取付金具 1 式）
	薬品注入設備	PAC 注入ポンプメンテナンス部品 2 台分、次亜注入ポンプメンテナンス部品 2 台分、苛性注入ポンプメンテナンス部品 2 台分、高分子注入ポンプメンテナンス部品 2 台分
麓配水池	無試薬式残塩計	保守点検（チュウブ 0 リング・セラミックビーズ 1 袋、フィルターエレメント 1 本）
	電磁流量計 φ 250	保守点検
東部流量計室	無試薬式残塩計	保守点検（チュウブ 0 リング・セラミックビーズ 1 袋、フィルターエレメント 1 本）
	挿入式流量計	保守点検
小瀬ポンプ場	無試薬式残塩計	保守点検（チュウブ 0 リング・電極部組込品 1 個、フィルターエレメント 1 本）
	次亜塩素酸注入装置	保守点検
	非常用発電装置	消防法総合点検（燃料槽・附帯配管点検含む）（潤滑油 10L・潤滑油燃料エレメント 2 個・ロングライフクーラント 6L・雑材消耗品）
三杉ポンプ場	無試薬式残塩計	保守点検（チュウブ 0 リング・電極部組込品 1 個、フィルターエレメント 1 本）
	次亜塩素酸注入装置	保守点検
	非常用発電装置	消防法総合点検（燃料槽・附帯配管点検含む）（潤滑油 10L・潤滑油燃料エレメント 2 個・ロングライフクーラント 6L・雑材消耗品）
東部配水池	無試薬式残塩計	保守点検（ガラスビーズ 1 袋）
	次亜塩素酸注入装置	保守点検
麓配水池	無試薬式残塩計	保守点検（ガラスビーズ 1 袋）
	次亜塩素酸注入装置	保守点検（ギアオイル 2 台分）
青木原配水池	無試薬式残塩計	保守点検（チュウブ 0 リング・セラミックビーズ 1 袋、フィルターエレメント 1 本）
	次亜塩素酸注入装置	保守点検
全域	減圧弁点検 （年 3 回点検・報告書）	月崎・北の口・二ツ石・寒風沢・鳥屋ヶ崎・鹿原・上多田川天下森・下多田川鳥屋・下多田川大通
水道システム監視業務	遠隔監視装置一式 休日及び夜間の水道システムの監視を行い、異常時に通報する。	

※本業務の履行にあたっては、国土交通省の「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」を遵守し、外部からの不正アクセス防止措置を講じること。

※本表に掲げる定期的な保守点検および交換部品の調達にあたっては、5 年間の長期包括委託のスケールメリットを最大限に活かし、専門業者との複数年一括契約や共同調達等を行うことで、維持管理費（外注経費）の効率化と抑制に図ること。

2. 8. 2 その他維持管理修繕等（外注委託等のうち不確実的要件）

1) 緊急修繕等

①浄配水施設等の緊急修繕等を業者に委託した費用

②浄配水施設等の緊急修繕等を乙が自ら修繕した際に購入した機器、部品、工具等の費用

2) 機能、安全、効率向上のために行う修繕及び機器・工具購入等

①浄配水施設等の機能向上が明らかなこと

②浄配水施設等の安全向上が明らかなこと

③浄配水施設等の効率向上が明らかなこと

3) その他協議の上、決定された修繕・工具購入等

4) 1) 及び 3) までにおいて乙が自ら業務を行った場合は、人件費、諸経費等については乙の負担とする。

2. 8. 3 完了確認

調査職員は、乙より完了の通知を受けたときは、完了確認を行い、結果を乙に通知する。

2. 8. 4 その他維持修繕等の費用

1) 外注委託等費のうち定期的要件の費用に関しては、金額の変更は行わない。

2) 乙は、その維持修繕等の着手する前に甲と内容、費用について協議を行わなければならない。

3) 費用の限度額：5年間合計500万円（税抜き）とする。

2. 9 ユーティリティー調達及び管理

2. 9. 1 乙が調達する物品等は、次に掲げるものとする。

1) 施設等の電力の調達数量管理

2) 施設等の通信等の調達数量管理

3) 施設等の水道薬品の調達数量確認

4) 燃料（軽油）の調達数量管理

2. 9. 2 乙が調達する水道薬品についての仕様

1) 次亜塩素酸ナトリウム（JWWA K120:2008-2）に適合する特級若しくは同等品の品質

2) ポリ塩化アルミニウム（JWWA K154:2005）に適合

3) 苛性ソーダ（JWWA K122:2005）に適合

※1) ～ 3) 以外の薬品については、直接経費に含まれる。

2. 9. 3 乙が管理すべき物品等は、次に掲げるものとする。

1) 2. 9. 1 に掲げる調達物品等

2) その他本業務の履行上、適切に管理すべきと認められる一切の物品

第3章 業務書類等

3. 1 業務書類等

3. 1. 1 乙は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

3. 1. 2 契約締結後速やかに、契約書に基づく書類の他に本業務に関する書類を提出しなければならない。ただし、契約書に基づき提出されたものに関しては、甲乙協議の上、省略することができる。

- 1) 着手届（協議による）
- 2) 受託水道業務技術管理者選任届（協議による）
- 3) 運転管理業務総括責任者選任届又は兼任届（協議による）
- 4) 運転管理業務従事者選任届（協議による）
- 5) 運転管理業務履行計画書（協議による）
- 6) 借用承認願（協議による）
- 7) その他甲が必要と認める書類

3. 1. 3 年間運転管理業務実施計画書

（当該年度開始前月の20日までに提出。ただし、初年度については、準備期間終了月の20日までに提出）

3. 1. 4 年間運転管理業務履行報告書

（当該年度分は翌年度の4月10日まで、契約最終年度は最終月の20日までに提出）

3. 1. 5 月間運転管理業務実施計画書（前月の20日までに提出）

3. 1. 6 月間運転管理業務履行報告書（翌月の10日までに提出）

3. 1. 7 その他甲がモニタリング等で要求するもの

3. 2 業務履行報告書

月間業務履行報告書及び年間業務履行報告書は以下について報告すること。ただし、契約書に基づき提出されたものに関しては、甲乙協議の上、省略することができる。

3. 2. 1 月間業務履行報告書業務完了毎に次のものを提出する。

- 1) 月間運転管理業務完了届
- 2) 月間運転管理業務完了報告書
 - ①月間運転管理業務所見
 - ②月間運転管理データ
 - ③月間水質管理データ
 - ④月間運転管理業務実績報告書

3. 2. 2 年間業務履行報告書

- 1) 年間運転管理業務完了届
- 2) 年間運転管理業務完了報告書
 - ①年間運転管理業務所見
 - ②年間運転管理データ
 - ③年間水質管理データ
 - ④年間運転管理業務実績報告書
 - ⑤物品管理報告書

⑥保全管理年間実績報告書

3) その他業務検査必要書類

3. 3 委託業務履行確認

乙は、月間及び年間の業務を完了したとき、次の方法により甲の業務完了確認を受けなければならない。ただし、契約書に基づき提出されたものに関しては、甲乙協議の上、省略することができる。

3. 3. 1 月間運転管理業務完了確認（月間モニタリング）

- 1) 月間運転管理業務完了確認は、乙から月間完了届が提出された日から10日以内に、甲乙立ち会いのもとに行う。
- 2) 確認日及び場所については、甲乙双方が協議して定めるものとする。
- 3) 確認は、乙が提出した月間業務実施計画書に基づき業務報告書の内容について、照合・確認を行う。
- 4) 業務完了確認内容のうち、甲が特に認めた事項については、確認を省略することができる。
- 5) 確認の結果、不合格となった部分があるときは、乙は速やかに不合格部分を改良し、再確認を受ける。

3. 3. 2 年間運転管理業務完了確認（業務履行確認）

- 1) 年間業務完了確認は、乙から年間業務完了届が提出された日から10日以内に、甲乙立ち会いのもとに行う。
- 2) 確認日及び場所については、甲乙双方が協議して定めるものとする。
- 3) 確認は、乙が提出した年間業務実施計画書に基づき業務報告書の内容について、照合・確認を行う。
- 4) 業務完了確認内容のうち、甲が特に認めた事項については、確認を省略することができる。
- 5) 確認の結果、不合格となった部分があるときは、乙は速やかに不合格部分を改良し、再確認を受ける。

第4章 その他

4. 1 経費の負担

乙が業務履行上で負担する経費は、乙自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とし、次のとおりとする。

- 1) 机・椅子・書棚・ロッカー・パソコン・プリンター・コピー機等の事務機器類。ただし、甲が使用を認めた場合はこの限りではない。
- 2) 各種用紙・筆記用具・ファイル等の事務用品。ただし、甲が使用を認めた場合はこの限りではない。
- 3) 各種作業服・各種靴・各種手袋・ヘルメット・安全マスク・保護眼鏡等の安全保護具
- 4) 備品・消耗品の調達、管理費用

5) 各種保険の加入に係る経費

4. 2 責任分担

契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、この負担において速やかに補修、改善若しくは取替えまたは、補償等により解決することとする。なお、乙の管理不備や誤操作等に起因する破損・故障の修繕費用については、第2章2.8.4に定める甲の費用負担限度額の対象外とする。

4. 3 本業務実施におけるリスクマネジメント

4. 3. 1 本業務実施における浄配水施設等の施設について、その水道管理者としての責任は甲にあるものとし、本業務範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として乙が負うものとする。ただし、甲が責めを負うべき合理的な理由がある事項についてはこの限りでない。

4. 3. 2 リスクの分散を図るため、甲及び乙は保険対応可能な事項については保険加入を実施する。

4. 4 雑則

4. 4. 1 本仕様書に明記されていない事項であっても、乙は運転操作上、当然必要な軽微な業務等は、自らの責任において良識のある判断に基づいて行わなければならない。ただし、著しい費用の増加を伴うもの、又は当初想定し得ない事由によるものについては、甲乙協議の上、決定するものとする。

4. 4. 2 運転にかかわる資料の提出を甲が要求した場合は、乙は速やかに応じなければならない。

4. 4. 3 乙は、甲の承諾なく甲の所有物を場外に持ち出し、または業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。ただし、本仕様書に基づき甲から無償貸与される給水車を、本来の業務目的（応急給水、維持修繕、日常点検・給油等）のために場外へ運行する場合はこの限りではない。

4. 5 疑義

本仕様書に疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、甲と乙の協議の上定めるものとする。